

全国司法書士女性会FAX通信297号 (2016年4月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子
事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460
e-mail joseikai@aioitakigawa.com
<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

この度の熊本地方大震災に被災されました皆様に、衷心よりお見舞い申し上げます。精いっぱいのご支援をさせていただき所存です。 全国司法書士女性会

選択的夫婦別姓実現キャンペーン

法制審答申から 20 年、民法改正を求める院内集会 報告

会長 大 城 節 子

2016年4月13日(水)11時30分～参議院議員会館・講堂において標記集会が開催された。

法制審議会は1996年2月、選択的夫婦別姓導入を含む民法改正を答申したが、以来20年、現在に至るも実現をみていない。

価値多様の時代、「女性が生き生き活躍できる社会」は別姓制度なくして実現できるのだろうか。

最高裁は2015年12月、専ら女性に不利益が生じると認めながら、民法規定を合憲とし、国会に議論を委ねた。一方、2016年3月、国連女性差別撤廃委員会から早急な法改正勧告を受けた。

院内集会では、まず、民法改正をめぐる動きについて説明があり、「別姓訴訟」原告中、旧姓使用で行政書士執務中の小国香織さんから日常的に困難な事情ある旨の訴えがあった。

続いて、与党公明党をはじめ民新党・共産党・社民党から発言があった。この集会には、議員本人12名秘書17名の出席をいただいた。

次に、市民・団体からの発言が続いた。

婚姻の際、一方の氏を強制することが真の平等とは言えないことが理解されないことが疑問である。通称使用では支障が多い現実を抱える人、アイデンティティの喪失感を覚える人等のみが選択できる別姓制度の実現が、むしろ婚姻の障害を取り除くことになるはずである。

さらに「別姓訴訟」の弁護団から昨年末の最高裁判決について報告があった。原告側主張に対し、真正面からの憲法判断を避けたと言わざるを得ない。実質的不平等についての判断を避け、家父長制時代を思わせる「家族」や「子ども」といった価値観を判決に持ち込んだことは疑問である。

大法廷 15 名の裁判官のうち女性裁判官は 3 名である。違憲判断を表明した裁判官はこの 3 名と男性 2 名であることから、女性の裁判官が少ないことによる判決の偏りがあるのではないだろうか。

しかし、判決中に「通称使用が広まることにより、不利益が一定程度緩和される」旨、「国会が受け止めて法改正を」すべき旨とあるように、「通称使用」をより便利に使える工夫があるべきであり、国会において『前向きな』議論を進めるべきである。

また、「別姓訴訟」弁護団事務局長の打越さく良氏が「日弁連」内の会議を終えられて駆けつけられた。

リーフレット「民法改正 Q&A」は好評につき増刷、また、日弁連主催のシンポジウムを 5 月 19 日に予定している旨発言があった。

最期に下記アピールを採択して閉会した。

「アピール」

～法制審議会は 1996 年 2 月、選択的夫婦別姓導入などの民法改正を答申しましたが、20 年が過ぎた現在も実現していません。

最高裁は昨年 12 月、結婚改姓による不利益を認めながらも、民法 750 条の規定を合憲とし、法改正は国会で議論すべき、と判断しました。

国会は、最高裁から議論するよう委ねられていることを重く受け止め、早急に議論を始めなければなりません。

国連女性差別撤廃委員会は 3 月 7 日、再三の改善勧告を守らない日本政府に対し、早急な法改正を求めました。

司法による解決が失われた今、私たちは、今まで以上に切実に国会に対して法改正を実現するよう求めます。

法改正を滞らせている要因は、女性差別撤廃や人権政策に積極的に取り組む議員が少ないことにあります。今年は参議院選挙の年、一人一人の力を結集し、民法改正を実現させる大きな動きを作りましょう！～

別姓制度の実現を目指して、あらゆる努力をし続けましょう。
「最後に笑うもの」になるために。